

青森市職員等の旅費に関する条例(平成十七年青森市条例第六十号)

新旧対照表

改正後	改正前
(用語の意義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第二条で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。 二～七 （略） 2・3 （略） （外国旅行の旅費） 第三十条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この条及び第三十四条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。）の規定を準用する。この場合において、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定中「指定職の職務にある者」とあるのは「市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員の職務にある者」と読み替えるものとする。 （実施規定） 第三十三条 （略） 第三十四条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。	(用語の意義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第一条で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。 二～七 （略） 2・3 （略） （外国旅行の旅費） 第三十条 外国旅行の旅費については、_____ _____ _____国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号_____ _____）の規定を準用する。この場合において、同法_____の規定中「指定職の職務にある者」とあるのは「市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員の職務にある者」と読み替えるものとする。 （実施規定） 第三十三条 （略） 第三十四条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、_____ _____国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。